

理事会運営規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会（以下「この法人」という。）の理事会の運営に関する事項について規定し、その適法かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に原則として5月及び3月の年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 定款第31条第5号の規定により、監事から代表理事に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第2章 理事会の招集

(招集者)

第4条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、第2条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 理事会は、第2条第3項第3号による場合においては、理事が招集する。同項第4号後段による場合においては、監事が招集する。

3 代表理事は、第2条第3項第2号又は同項第4号前段に該当する場合においては、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事全員改選後の理事会は、各理事がこれを招集することができる。

(招集通知)

第5条 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

2 代表理事は、前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

第3章 理事会の議事

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、代表理事をもって充てる。

2 前項にかかわらず、代表理事が欠席した場合又は理事全員改選後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者をもって充てる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項は、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の議決に理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法人法」という。）施行規則第89条に定めるものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条第1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

(関係者の出席)

第12条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別紙に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配布)

第14条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第4章 理事会の権限

(権限)

第15条 理事会は、この法人の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに代表理事及び業務執行理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第16条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 法令に定める事項

- イ この法人の業務執行の決定
- ロ 代表理事及び業務執行理事の選定・解職
- ハ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- ニ 重要な財産の処分及び譲受け
- ホ 多額の借財
- へ 重要な使用人の選任及び解任
- ト 従たる事務所その他重要な組織の配置、変更及び廃止
- チ 内部管理体制の整備
- リ 事業計画及び収支予算書等の承認
- ヌ 事業報告及び計算書類(決算書類)等の承認

ル その他法令に定める事項

(2) 定款に定める事項

イ 下記の規程の制定、変更及び廃止

- ① 財産管理運用規程
- ② 役員職務権限規程
- ③ 委員会規程
- ④ 事務局組織規程
- ⑤ その他必要な事項の規程

ロ 会長、理事長及び専務理事の選任及び解任

ハ 基本財産の指定、維持及び処分

ニ その他定款に定める事項

(3) その他重要な業務執行に関する事項

イ 重要な契約の締結、解除、変更

ロ 重要争訟の処理

ハ その他理事会が必要と認める事項

(報告事項)

第17条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第18条 理事会の事務局には、総務部長がこれにあたる。

第6章 雑則

(改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記日から施行する。

議事録記載事項

I 通常の理事会

- 1 理事会が開催された日時及び場所
- 2 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - イ 定款第31条第5号の規定による監事の請求を受けた招集のとき。
 - ロ 定款第31条第5号ただし書きの規定による監事の招集のとき。
 - ハ 定款第40条第2項の規定による代表理事以外の理事の招集のとき。
 - ニ 定款第40条第3項の規定による代表理事以外の理事の請求を受けた招集のとき。
- 3 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- 4 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- 5 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - イ 定款第31条第3号の規定による監事の意見
 - ロ 定款第31条第4号の規定による監事の報告
- 6 定款第42条の規定による議長の氏名

II 定款第45条のみなし理事会

- 1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 2 上記1の事項を提案した理事の氏名
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

III 定款第46条の報告省略理事会

- 1 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- 2 理事会への報告を要しないものとされた日
- 3 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名